

船舶インシデント調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年6月12日 08時00分ごろ
発生場所	兵庫県明石市 ^{ふたみ} 二見港南東方沖 二見南防波堤灯台から真方位163° 1,400m付近 （概位 北緯34° 40.6′ 東経134° 53.4′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{のりこ} 憲子は、航行中、船外機が停止し、始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 憲子、5トン未満（長さ6.34m） 252-20058兵庫、個人所有 ガソリン機関（船外機）、出力84.60kW、回転数毎分6,500
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、航行中に船外機をアイドリング状態にしたところ、船外機から白煙が発生して停止し、船外機の始動ができなくなった。 船長は、以前から、冷却水高温度警報ランプが点灯していたので、冷却水の排出状況に注意しており、本インシデント当日の出港時にも排出状況が良好であることを確認していた。 船長は、本インシデント後、船外機を分解整備せず、廃棄した。
分析	本船は、以前から冷却水高温度警報ランプが点灯していた状況下、航行中に船外機をアイドリング状態にしたところ、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられるが、船外機が廃棄されたため、停止して始動できなくなった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、以前から冷却水高温度警報ランプが点灯していた状況下、航行中に船外機をアイドリング状態にしたところ、船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船外機に不具合の兆候を認めた場合、速やかに整備業者による点

	検及び修理を行うこと。
--	-------------